

府中市地域防災計画（令和2年修正）の修正における新旧対照表

ページ	新（修正後）	旧（修正前）
(震-目次)	<p>第9章 避難者対策</p> <p>第2節 具体的な取組</p> <p>【予防対策】（避難者対策）</p> <p>1 避難体制の整備</p> <p>（1）<u>避難指示</u>、避難誘導</p> <p>【応急対策】（避難者対策）</p> <p>1 <u>避難指示</u></p>	<p>第9章 避難者対策</p> <p>第2節 具体的な取組</p> <p>【予防対策】（避難者対策）</p> <p>1 避難体制の整備</p> <p>（1）<u>避難勧告・避難指示</u>、避難誘導</p> <p>【応急対策】（避難者対策）</p> <p>1 <u>避難勧告・避難指示</u></p>
(震-56)	<p>2-2 府中市消防団</p> <p>（中略）</p> <p>○ <u>避難指示</u>等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。</p>	<p>2-2 府中市消防団</p> <p>（中略）</p> <p>○ <u>避難勧告、指示</u>等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。</p>
(震-77)	<p>2-2 急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策</p> <p>（中略）</p> <p>○ 都は、土砂災害による急迫した危険が認められる場合、市が適切に<u>避難指示</u>等の判断が行えるよう、情報を提供する。</p>	<p>2-2 急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策</p> <p>（中略）</p> <p>○ 都は、土砂災害による急迫した危険が認められる場合、市が適切に<u>避難勧告・避難指示</u>等の判断が行えるよう、情報を提供する。</p>
(震-91)	<p>6-2 ガス施設の安全化対策</p> <p>【安全化対策】2(1)</p> <p>ア 低圧導管網の地区ブロック化(Lブロック化)</p> <p>局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を<u>317</u>ブロックに分割している。</p>	<p>6-2 ガス施設の安全化対策</p> <p>【安全化対策】2(1)</p> <p>ア 低圧導管網の地区ブロック化(Lブロック化)</p> <p>局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を<u>約260</u>ブロックに分割している。</p>
(震-100) 第2部 第5章	<p>対策の方針</p> <p>（中略）</p> <p>これらの体制を整備する過程で、「公助」の限界についての的確に把握し、その補完・協力体制を構築するため、<u>受援体制を強化するとともに</u>、民間企業等との協定締結等を<u>進める</u>。</p> <p>なお、「府中市地域防災計画」で定めた各対策で、より具体的な規定が必要なものについては、下位計画である「要綱・要領」及び「府中市災害対策本部マニュアル」、「府中市事業継続計画（BCP）地震編」、「<u>府中市事業継続計画（BCP）風水害編</u>」、「<u>府中市災害時受援応援計画</u>」（以下「<u>受援応援計画</u>」といいます。）において精査し、「府中市地域防災計画」の実効性を高めていくものとする。</p>	<p>対策の方針</p> <p>（中略）</p> <p>これらの体制を整備する過程で、「公助」の限界についての的確に把握し、その補完・協力体制を構築するため、民間企業等との協定締結等を<u>検討する</u>。</p> <p>なお、「府中市地域防災計画」で定めた各対策で、より具体的な規定が必要なものについては、下位計画である「要綱・要領」及び「府中市災害対策本部マニュアル」、「府中市事業継続計画（BCP）地震編」において精査し、「府中市地域防災計画」の実効性を高めていくものとする。</p>

ページ	新（修正後）	旧（修正前）																								
(震-126) 第2部 第5章	(2) 他市町村との相互協力 ○ 市は、 <u>「受援応援計画」に基づく受援体制を整備するとともに</u> 、他市町村と相互に協力し、災害対応に当たる。	(2) 他市町村との相互協力 ○ 市は、次のとおり整備した体制により、他市町村と相互に協力し、災害対応に当たる。																								
(震-140)	1－2 市、都及び各放送機関の取組内容 ○ 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、災害対策本部設置に至らない場合でも、市民に対し各放送機関等と連携した <u>避難指示</u> 等に関する情報提供を行う等、より一層の災害対応を実施する。	1－2 市、都及び各放送機関の取組内容 ○ 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、災害対策本部設置に至らない場合でも、市民に対し各放送機関等と連携した <u>避難勧告</u> 等に関する情報提供を行う等、より一層の災害対応を実施する。																								
(震-141)	(2) 伝達する情報 ① <u>高齢者等避難</u> （要配慮者避難情報） ② <u>避難指示</u> ③ <u>警戒区域の設定</u> 【<u>避難指示</u>等一覧】 <table border="1" data-bbox="264 687 1178 1433"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>高齢者等避難</u></td> <td>○ 避難行動に時間を要する者（要配慮者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td> <td>○ 避難行動に時間を要する者（要配慮者）は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） <u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td><u>避難指示</u></td> <td>○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td>○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発令時の状況	住民に求める行動	<u>高齢者等避難</u>	○ 避難行動に時間を要する者（要配慮者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 避難行動に時間を要する者（要配慮者）は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） <u>(削除)</u>	<u>避難指示</u>	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(2) 伝達する情報 ① <u>避難準備</u> （要配慮者避難情報） ② <u>避難勧告</u> ③ <u>避難指示</u> ④ <u>警戒区域の設定</u> 【<u>三類型の避難勧告</u>等一覧】 <table border="1" data-bbox="1205 687 2119 1433"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> <td>○ 避難行動に時間を要する者（要配慮者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td> <td>○ 避難行動に時間を要する者（要配慮者）は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） <u>○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</u></td> </tr> <tr> <td><u>避難勧告</u></td> <td>○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td>○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</td> </tr> <tr> <td><u>避難指示（緊急）</u></td> <td> <u>○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</u> <u>○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況</u> <u>○ 人的被害の発生した状況</u> </td> <td> <u>○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</u> <u>○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最大限の行動</u> </td> </tr> </tbody> </table>		発令時の状況	住民に求める行動	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	○ 避難行動に時間を要する者（要配慮者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 避難行動に時間を要する者（要配慮者）は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） <u>○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</u>	<u>避難勧告</u>	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	<u>避難指示（緊急）</u>	<u>○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</u> <u>○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況</u> <u>○ 人的被害の発生した状況</u>	<u>○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</u> <u>○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最大限の行動</u>
区 分	発令時の状況	住民に求める行動																								
<u>高齢者等避難</u>	○ 避難行動に時間を要する者（要配慮者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 避難行動に時間を要する者（要配慮者）は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） <u>(削除)</u>																								
<u>避難指示</u>	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始																								
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																								
	発令時の状況	住民に求める行動																								
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	○ 避難行動に時間を要する者（要配慮者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 避難行動に時間を要する者（要配慮者）は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） <u>○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</u>																								
<u>避難勧告</u>	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始																								
<u>避難指示（緊急）</u>	<u>○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</u> <u>○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況</u> <u>○ 人的被害の発生した状況</u>	<u>○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</u> <u>○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最大限の行動</u>																								

ページ	新 (修正後)	旧 (修正前)								
(震-147)	<p>3-1 機関別の広報活動 【広報内容】</p> <table border="1" data-bbox="282 236 1151 568"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>広報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府中消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報内容は次のとおりである。 1 出火防止、初期消火の呼び掛け 2 救出救護及び要配慮者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼び掛け 3 火災及び水災に関する情報 4 避難指示に関する情報 5 救急告示医療機関等の診療情報 6 その他市民が必要としている情報 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	広報内容	府中消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報内容は次のとおりである。 1 出火防止、初期消火の呼び掛け 2 救出救護及び要配慮者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼び掛け 3 火災及び水災に関する情報 4 避難指示に関する情報 5 救急告示医療機関等の診療情報 6 その他市民が必要としている情報 	<p>3-1 機関別の広報活動 【広報内容】</p> <table border="1" data-bbox="1229 236 2098 568"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>広報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府中消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報内容は次のとおりである。 1 出火防止、初期消火の呼び掛け 2 救出救護及び要配慮者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼び掛け 3 火災及び水災に関する情報 4 避難勧告又は指示に関する情報 5 救急告示医療機関等の診療情報 6 その他市民が必要としている情報 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	広報内容	府中消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報内容は次のとおりである。 1 出火防止、初期消火の呼び掛け 2 救出救護及び要配慮者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼び掛け 3 火災及び水災に関する情報 4 避難勧告又は指示に関する情報 5 救急告示医療機関等の診療情報 6 その他市民が必要としている情報
機関名	広報内容									
府中消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報内容は次のとおりである。 1 出火防止、初期消火の呼び掛け 2 救出救護及び要配慮者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼び掛け 3 火災及び水災に関する情報 4 避難指示に関する情報 5 救急告示医療機関等の診療情報 6 その他市民が必要としている情報 									
機関名	広報内容									
府中消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報内容は次のとおりである。 1 出火防止、初期消火の呼び掛け 2 救出救護及び要配慮者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼び掛け 3 火災及び水災に関する情報 4 避難勧告又は指示に関する情報 5 救急告示医療機関等の診療情報 6 その他市民が必要としている情報 									
(震-195)	<p>第9章 避難者対策 第1節 本章の概要 対策の方針 市及び防災関係機関は、市民に対する避難指示、避難誘導などの体制を整備することで、避難者の身の安全の確保及び避難時の混乱防止を図る。 (中略) 目標とする到達点 市民による自発的な避難行動の流れを構築することで、行政及び防災関係機関による避難指示、避難誘導が、より効率的に行える環境とする。 (中略)</p>	<p>第9章 避難者対策 第1節 本章の概要 対策の方針 市及び防災関係機関は、市民に対する避難勧告・避難指示、避難誘導などの体制を整備することで、避難者の身の安全の確保及び避難時の混乱防止を図る。 (中略) 目標とする到達点 市民による自発的な避難行動の流れを構築することで、行政及び防災関係機関による避難勧告・避難指示、避難誘導が、より効率的に行える環境とする。 (中略)</p>								
(震-196)	<p>第2節 具体的な取組 (中略) ○ 多様な避難者ニーズへの配慮(P204) ● 避難指示(P206) (中略)</p>	<p>第2節 具体的な取組 (中略) ○ 多様な避難者ニーズへの配慮(P204) ● 避難勧告・避難指示(P206) (中略)</p>								
(震-197)	<p>1 避難体制の整備 (1) 避難指示、避難誘導 ① 避難指示 ○ 避難すべき区域及び判断基準(具体的な考え方)を含めたマニュアルを策定する等、避難指示が、適切なタイミングで適当な対象</p>	<p>1 避難体制の整備 (1) 避難勧告・避難指示、避難誘導 ① 避難勧告・避難指示 ○ 避難すべき区域及び判断基準(具体的な考え方)を含めたマニュアルを策定する等、避難勧告又は避難指示が、適切なタイミング</p>								

ページ	新 (修正後)	旧 (修正前)																
	地域に発令できるよう努める。なお、 <u>避難指示</u> は、「災害対策基本法」第60条に基づくものである。	で適当な対象地域に発令できるよう努める。なお、 <u>避難勧告・避難指示</u> は、「災害対策基本法」第60条に基づくものである。																
(震-198)	(4) 避難体制の周知・習熟 (中略) ○ 避難体制の整備に当たっては、地域の実情に配慮するよう努めるとともに、 <u>避難指示</u> を行ういとまがない場合における、自主的な住民の避難行動の習熟について、地域防災訓練等の機会を捉え支援する。	(4) 避難体制の周知・習熟 (中略) ○ 避難体制の整備に当たっては、地域の実情に配慮するよう努めるとともに、 <u>避難勧告・避難指示</u> を行ういとまがない場合における、自主的な住民の避難行動の習熟について、地域防災訓練等の機会を捉え支援する。																
(震-206)	【応急対策】 【対策の体系・担当】 <table border="1"> <tr> <td>1 <u>避難指示</u></td> <td>市、都、府中警察署、府中消防署</td> </tr> </table>	1 <u>避難指示</u>	市、都、府中警察署、府中消防署	【応急対策】 【対策の体系・担当】 <table border="1"> <tr> <td>1 <u>避難勧告・避難指示</u></td> <td>市、都、府中警察署、府中消防署</td> </tr> </table>	1 <u>避難勧告・避難指示</u>	市、都、府中警察署、府中消防署												
1 <u>避難指示</u>	市、都、府中警察署、府中消防署																	
1 <u>避難勧告・避難指示</u>	市、都、府中警察署、府中消防署																	
(震-206)	1 <u>避難指示</u> (中略) 1-2 設定 ○ <u>避難指示</u> 等の設定方法は、次のとおりである。	1 <u>避難勧告・避難指示</u> (中略) 1-2 設定 ○ <u>避難勧告・指示</u> 等の設定方法は、次のとおりである。																
(震-207)	1-3 伝達方法 ○ 災害発生時、 <u>避難指示</u> を発令する場合は、都、市、放送事業者との協定による「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申合せ」に基づき、市は都やマスコミと連携し、市民等に対し、適切な手段を用いて情報提供を行う。 (参照 第2部第6章「情報通信の確保」) 【<u>避難指示</u>の種類と発令者】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>種類</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>災害全般 (<u>高齢者等避難</u>)</td> <td>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施者	種類	要件	根拠法令	市長	災害全般 (<u>高齢者等避難</u>)	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき		1-3 伝達方法 ○ 災害発生時、 <u>避難勧告又は避難指示</u> を発令する場合は、都、市、放送事業者との協定による「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申合せ」に基づき、市は都やマスコミと連携し、市民等に対し、適切な手段を用いて情報提供を行う。 (参照 第2部第6章「情報通信の確保」) 【<u>避難勧告・指示</u>の種類と発令者】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>種類</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>災害全般 (<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>)</td> <td>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施者	種類	要件	根拠法令	市長	災害全般 (<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>)	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき	
実施者	種類	要件	根拠法令															
市長	災害全般 (<u>高齢者等避難</u>)	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき																
実施者	種類	要件	根拠法令															
市長	災害全般 (<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>)	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき																

ページ	新（修正後）	旧（修正前）																
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="282 201 396 427">市長</td> <td data-bbox="396 201 622 427">災害全般 (指示)</td> <td data-bbox="622 201 949 427">災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき</td> <td data-bbox="949 201 1151 427">「災害対策基本法」 第60条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 427 396 528">知事</td> <td data-bbox="396 427 622 528">災害全般 (指示)</td> <td data-bbox="622 427 949 528">市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> <td data-bbox="949 427 1151 528"></td> </tr> </table>	市長	災害全般 (指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	「災害対策基本法」 第60条	知事	災害全般 (指示)	市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1229 201 1344 427">市長</td> <td data-bbox="1344 201 1570 427">災害全般 (勧告・指示)</td> <td data-bbox="1570 201 1897 427">災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき</td> <td data-bbox="1897 201 2098 427">「災害対策基本法」 第60条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1229 427 1344 528">知事</td> <td data-bbox="1344 427 1570 528">災害全般 (勧告・指示)</td> <td data-bbox="1570 427 1897 528">市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> <td data-bbox="1897 427 2098 528"></td> </tr> </table>	市長	災害全般 (勧告・指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	「災害対策基本法」 第60条	知事	災害全般 (勧告・指示)	市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	
市長	災害全般 (指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	「災害対策基本法」 第60条															
知事	災害全般 (指示)	市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき																
市長	災害全般 (勧告・指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	「災害対策基本法」 第60条															
知事	災害全般 (勧告・指示)	市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき																
(震-208)	<p>2-1 市民の避難誘導</p> <p>○ 避難指示を発令した場合、市は、府中警察署及び府中消防署並びに府中市消防団の協力を得て、地域又はコミュニティ、事業所単位に集団の形成を図るため、「指定避難場所」に避難者を集合させた後、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成する。</p>	<p>2-1 市民の避難誘導</p> <p>○ 避難勧告及び避難指示を発令した場合、市は、府中警察署及び府中消防署並びに府中市消防団の協力を得て、地域又はコミュニティ、事業所単位に集団の形成を図るため、「指定避難場所」に避難者を集合させた後、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成する。</p>																
(震-208)	<p>2-2 避難誘導における注意点 (中略)</p> <p>○ なお、避難指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、市は、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を、防災講話や地域防災訓練の機会を捉え、自主防災組織や事業所の管理者等のリーダーと連携し、検討しておくものとする。</p>	<p>2-2 避難誘導における注意点 (中略)</p> <p>○ なお、避難勧告及び避難指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、市は、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を、防災講話や地域防災訓練の機会を捉え、自主防災組織や事業所の管理者等のリーダーと連携し、検討しておくものとする。</p>																
(震-210)	<p>2-4 避難方式</p> <p>○ 地震発生後、火災等の危険が迫り、避難指示が発令され、又は市民の自主判断で避難が必要な状況が発生したとき、避難行動が開始される。</p>	<p>2-4 避難方式</p> <p>○ 地震発生後、火災等の危険が迫り、避難勧告・避難指示が発令され、又は市民の自主判断で避難が必要な状況が発生したとき、避難行動が開始される。</p>																
(震-211)	<p>【避難の流れ】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="302 1214 504 1289">発災直後</td> <td data-bbox="504 1214 1133 1289">避難指示が発令 市民の自主判断で避難が必要な状況が発生</td> </tr> </table>	発災直後	避難指示 が発令 市民の自主判断で避難が必要な状況が発生	<p>【避難の流れ】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1245 1214 1447 1289">発災直後</td> <td data-bbox="1447 1214 2076 1289">避難勧告・避難指示が発令 市民の自主判断で避難が必要な状況が発生</td> </tr> </table>	発災直後	避難勧告・避難指示 が発令 市民の自主判断で避難が必要な状況が発生												
発災直後	避難指示 が発令 市民の自主判断で避難が必要な状況が発生																	
発災直後	避難勧告・避難指示 が発令 市民の自主判断で避難が必要な状況が発生																	

ページ	新 (修正後)	旧 (修正前)
(震-297)	<p>第13章 大規模事故の対策 第2節 災害応急対策の取組 1 初動態勢及び情報の収集 (中略)</p> <p>○ 市は、大規模事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の通報を含む各関係機関からの情報収集活動を行い、災害の規模や状況に応じて、災害対策本部の設置、救助活動、住民への<u>避難指示</u>、避難誘導、避難所の開設等の災害応急対策を迅速に実施する。</p>	<p>第13章 大規模事故の対策 第2節 災害応急対策の取組 1 初動態勢及び情報の収集 (中略)</p> <p>○ 市は、大規模事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の通報を含む各関係機関からの情報収集活動を行い、災害の規模や状況に応じて、災害対策本部の設置、救助活動、住民への<u>避難勧告・指示</u>、避難誘導、避難所の開設等の災害応急対策を迅速に実施する。</p>
(風-目次)	<p>第2部 災害予防計画 第1章 水害予防対策 3-6 <u>避難指示等の発令</u></p>	<p>第2部 災害予防計画 第1章 水害予防対策 3-6 <u>緊避難勧告等の発令</u></p>
(風-目次)	<p>第3部 災害応急・復旧対策計画 第1章 初動体制 2 初動体制 <u>2-1 事業体制の確保</u> <u>2-2 市の初動態勢</u></p>	<p>第3部 災害応急・復旧対策計画 第1章 初動体制 2 初動体制 <u>(追加)</u></p>
(風-目次)	<p>第3部 災害応急・復旧対策計画 第5章 避難者対策 1 避難態勢 1-1 事前避難 1-2 <u>高齢者等避難、避難指示等</u> (1) 一般基準 (2) <u>高齢者等避難、避難指示等</u> 1-3 避難誘導 2 <u>避難指示</u>等の判断・伝達 2-1 <u>避難指示</u>の判断基準等 (1) <u>風水害時の避難情報の発令等</u>に関するマニュアルの作成 (2) 避難に要する時間を見込んだ<u>避難指示</u>の発令 (3) 市の<u>避難指示</u>等の判断・伝達に対する都の支援</p>	<p>第3部 災害応急・復旧対策計画 第5章 避難者対策 1 避難態勢 1-1 事前避難 1-2 <u>避難準備、勧告又は指示等</u> (1) 一般基準 (2) <u>避難準備、勧告又は指示</u> 1-3 避難誘導 2 <u>避難勧告</u>等の判断・伝達 2-1 <u>避難勧告</u>の判断基準等 (1) <u>避難勧告</u>等に関するマニュアルの作成 (2) 避難に要する時間を見込んだ<u>避難勧告</u>の発令 (3) 市の<u>避難勧告</u>等の判断・伝達に対する都の支援</p>

ページ	新（修正後）	旧（修正前）
(風-7) 第2部 第1章	3-3 土砂災害警戒情報 (4) 土砂災害警戒情報の市民への周知 ○ 市は、府中市内に土砂災害警戒情報が発令された際、市は直ちに市ホームページ、ツイッター、メール等を通じて市民に情報提供をして注意喚起を行う。また、避難が必要な市民に対して 避難指示 等を発令するなど、適切な避難行動を促す。	3-3 土砂災害警戒情報 (4) 土砂災害警戒情報の市民への周知 ○ 市は、府中市内に土砂災害警戒情報が発令された際、市は直ちに市ホームページ、ツイッター、メール等を通じて市民に情報提供をして注意喚起を行う。また、避難が必要な市民に対して 避難勧告 等を発令するなど、適切な避難行動を促す。
(風-7) 第2部 第1章	3-6 避難指示等の発令 ○ 市では、 避難指示 等の発令基準を定めている。この発令基準を基に土砂災害発生危険度が発令基準に達した場合には、以下に示す措置等を取り、速やかに 避難指示 を発令する。 ① 土砂災害が発生するおそれのある箇所の特 ② その箇所に位置する避難単位の確認 ③ 自主防災組織、消防団、警察等との避難誘導・支援等に係る連絡調整 ④ 避難所の開設、避難経路の安全性 なお、 避難指示 等の発令基準の設定には以下のような情報等を活用する。 ア 土砂災害警戒情報 イ 土砂災害警戒避難基準雨量 ウ 雨量計で観測された降雨量 エ 前兆現象や周辺の災害情報	3-6 避難勧告等の発令 ○ 市では、 避難勧告 等の発令基準を定めている。この発令基準を基に土砂災害発生危険度が発令基準に達した場合には、以下に示す措置等を取り、速やかに 避難勧告 を発令する。 ① 土砂災害が発生するおそれのある箇所の特 ② その箇所に位置する避難単位の確認 ③ 自主防災組織、消防団、警察等との避難誘導・支援等に係る連絡調整 ④ 避難所の開設、避難経路の安全性 なお、 避難勧告 等の発令基準の設定には以下のような情報等を活用する。 ア 土砂災害警戒情報 イ 土砂災害警戒避難基準雨量 ウ 雨量計で観測された降雨量 エ 前兆現象や周辺の災害情報
(風-9) 第2部 第1章	4-4 地下空間への浸水被害対策 (1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策 ○ 市は、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、浸水の危険が予想される際に、地下空間管理者を通じて、地下空間利用者へ雨量・気象情報や避難情報等を伝達する。市が、 避難指示 を実施する場合、避難対象となる地下空間利用者に対して、次の事項を明らかにして 指示 を行う。 ① 避難指示者 ② 避難指示 を必要とする理由 ③ 避難指示 の対象エリア ④ 避難誘導方法、避難誘導者 ⑤ 避難経路及び避難先 ⑥ 避難指示 の実施時刻 ⑦ 注意事項（徒歩による避難、携帯品、服装、盗難予防等）	4-4 地下空間への浸水被害対策 (1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策 ○ 市は、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、浸水の危険が予想される際に、地下空間管理者を通じて、地下空間利用者へ雨量・気象情報や避難情報等を伝達する。市が、 避難勧告・指示 を実施する場合、避難対象となる地下空間利用者に対して、次の事項を明らかにして 勧告・指示 を行う。 ① 避難勧告・指示者 ② 避難勧告・指示 を必要とする理由 ③ 避難勧告・指示 の対象エリア ④ 避難誘導方法、避難誘導者 ⑤ 避難経路及び避難先 ⑥ 避難勧告・指示 の実施時刻 ⑦ 注意事項（徒歩による避難、携帯品、服装、盗難予防等）
(風-10) 第2部 第1章	5-1 基本的な考え方 ○ 洪水時の 避難指示 の基準の整備、水防資材の整備等を含めて、市と都が連携して避難・防災体制の整備・確立を行う。	5-1 基本的な考え方 ○ 洪水時の 避難勧告・指示 の基準の整備、水防資材の整備等を含めて、市と都が連携して避難・防災体制の整備・確立を行う。

ページ	新 (修正後)	旧 (修正前)				
(風-11) 第2部 第1章	<p>5-5 水害ハザードマップの作成 (1) 水害ハザードマップの作成</p> <p>○ 想定される浸水の区域や程度、避難路や避難場所等の情報を分かりやすく図示した「水害ハザードマップ」<u>(削除)</u>を公表し、事前に市民へ周知することは、市民の危機管理意識の向上や自主的避難体制の確立等、洪水の被害軽減に極めて有効である。</p> <p>○ 市は、都から流域ごとの浸水予想区域図を受け、水害ハザードマップの原案及び防災上の課題について調査・検討した上で、水害ハザードマップを作成する。 また、流域ごとの浸水予想区域図が更新された場合には、速やかにこの提供を受け、水害ハザードマップを更新する。</p>	<p>5-5 水害ハザードマップの作成 (1) 水害ハザードマップの作成</p> <p>○ 想定される浸水の区域や程度、避難路や避難場所等の情報を分かりやすく図示した「水害ハザードマップ」<u>(平成29年7月発行)</u>を公表し、事前に市民へ周知することは、市民の危機管理意識の向上や自主的避難体制の確立等、洪水の被害軽減に極めて有効である。</p> <p>○ 市は、都から流域ごとの浸水予想区域図を受け、水害ハザードマップの原案及び防災上の課題について調査・検討した上で、水害ハザードマップを作成する。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>				
(風-12) 第2部 第1章	<p>【水害ハザードマップの内容】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>活用</td> </tr> <tr> <td>○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、<u>避難指示</u>発令、避難誘導等を支援する。</td> </tr> </table>	活用	○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、 <u>避難指示</u> 発令、避難誘導等を支援する。	<p>【水害ハザードマップの内容】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>活用</td> </tr> <tr> <td>○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、<u>避難勧告</u>発令、避難誘導等を支援する。</td> </tr> </table>	活用	○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、 <u>避難勧告</u> 発令、避難誘導等を支援する。
活用						
○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、 <u>避難指示</u> 発令、避難誘導等を支援する。						
活用						
○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、 <u>避難勧告</u> 発令、避難誘導等を支援する。						
(風-13) 第2部 第1章	<p>(3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達</p> <p>○ 市は、<u>避難指示</u>発令基準を設定する場合には、都市河川の特徴を考慮して、<u>①高齢者等避難、②避難指示</u>の2段に分けて情報を提供する等、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施する。</p>	<p>(3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達</p> <p>○ 市は、<u>避難勧告</u>発令基準を設定する場合には、都市河川の特徴を考慮して、<u>①準備基準、②勧告基準</u>の2段に分けて情報を提供する等、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施する。</p>				
(風-17) 第2部 第4章	<p>1-1 防災広報の充実 (1) 各防災関係機関が行う広報内容の基準 ⑬ <u>避難指示</u>等に関する取扱い(要配慮者向け<u>高齢者等避難</u>情報を含む。)</p>	<p>1-1 防災広報の充実 (1) 各防災関係機関が行う広報内容の基準 ⑬ <u>避難勧告</u>等に関する取扱い(要配慮者向け<u>避難準備</u>情報を含む。)</p>				
(風-23) 第3部 第1章	<p><u>2-1 事業体制の確保</u> <u>市は、「府中市事業継続計画(BCP)【風水害編】」を策定し、災害発生前から適切に対応するための態勢を整備する。</u></p>	<p style="text-align: right;">(追加)</p>				

ページ	新（修正後）	旧（修正前）																																
(風-23) 第3部 第1章	2-2 市の初動態勢 <u>市は、台風の接近などによる大雨や暴風により、市域に災害の発生が予測される場合、次の態勢でこの警戒及び対応に当たる。</u>	(追加)																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="250 314 327 341">種別</th> <th data-bbox="327 314 887 341">発令基準</th> <th data-bbox="887 314 1180 341">態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="250 341 327 751" rowspan="3">情報連絡態勢</td> <td data-bbox="327 341 887 496"> 【台風】 ○ 台風の進路が関東地方に予想され、かつ、府中市に（大雨、洪水、強風）注意報が発表されたとき。 ○ その他、総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。 </td> <td data-bbox="887 341 1180 751"> [平日（勤務時間内）] ○ 防災危機管理課職員 [休日夜間] ○ 防災危機管理課当番職員 ○ その他の職員は自宅待機（出動の準備） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 496 887 687"> 【大雨・洪水】 ○ 多摩北部地域に（大雨、洪水、暴風）警報が発表され、かつ、府中市に（大雨、洪水、強風）注意報が発表されたとき。 ○ その他、総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。 </td> <td data-bbox="887 496 1180 687"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 687 887 751"> 【土砂災害】 （台風、大雨・洪水の基準に準ずる） </td> <td data-bbox="887 687 1180 751"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 751 327 1193" rowspan="3">監視警戒態勢</td> <td data-bbox="327 751 887 911"> 【台風】 ○ 台風が関東地方に接近又は上陸し、かつ、東京地方に（大雨、洪水、暴風）警報が発表されたとき。 ○ その他、総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。 </td> <td data-bbox="887 751 1180 1193"> ○ 防災危機管理課職員 ○ 水防応急対策室関係課 ○ 本部員・本部連絡員 ○ 本部応援員 ○ ユニット職員 ○ 初動班職員（浸水想定区域外） 市の地域の災害に直ちに 対応できる態勢 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 911 887 1129"> 【大雨・洪水】 ○ 府中市に（大雨、洪水、その他）警報が発表されたとき。 ○ 多摩川の水位が水防団待機水位（石原4.0m）を越え、更なる水位の上昇が見込まれるとき。 ○ その他、総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。 </td> <td data-bbox="887 911 1180 1129"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1129 887 1193"> 【土砂災害】 （台風・大雨・洪水の基準に準ずる） </td> <td data-bbox="887 1129 1180 1193"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 1193 327 1310"> 水防警戒 配備態勢 </td> <td data-bbox="327 1193 887 1310"> ○ 災害対策本部事前会議により、自主避難所を開設することが決定され、その準備を開始するとき。 ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。 </td> <td data-bbox="887 1193 1180 1310"></td> </tr> </tbody> </table>	種別	発令基準	態勢	情報連絡態勢	【台風】 ○ 台風の進路が関東地方に予想され、かつ、府中市に（大雨、洪水、強風）注意報が発表されたとき。 ○ その他、総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。	[平日（勤務時間内）] ○ 防災危機管理課職員 [休日夜間] ○ 防災危機管理課当番職員 ○ その他の職員は自宅待機（出動の準備）	【大雨・洪水】 ○ 多摩北部地域に（大雨、洪水、暴風）警報が発表され、かつ、府中市に（大雨、洪水、強風）注意報が発表されたとき。 ○ その他、総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。		【土砂災害】 （台風、大雨・洪水の基準に準ずる）		監視警戒態勢	【台風】 ○ 台風が関東地方に接近又は上陸し、かつ、東京地方に（大雨、洪水、暴風）警報が発表されたとき。 ○ その他、総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。	○ 防災危機管理課職員 ○ 水防応急対策室関係課 ○ 本部員・本部連絡員 ○ 本部応援員 ○ ユニット職員 ○ 初動班職員（浸水想定区域外） 市の地域の災害に直ちに 対応できる態勢	【大雨・洪水】 ○ 府中市に（大雨、洪水、その他）警報が発表されたとき。 ○ 多摩川の水位が水防団待機水位（石原4.0m）を越え、更なる水位の上昇が見込まれるとき。 ○ その他、総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。		【土砂災害】 （台風・大雨・洪水の基準に準ずる）		水防警戒 配備態勢	○ 災害対策本部事前会議により、自主避難所を開設することが決定され、その準備を開始するとき。 ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1198 314 1274 341">種別</th> <th data-bbox="1274 314 1702 341">発令基準</th> <th data-bbox="1702 314 1919 341">態勢</th> <th data-bbox="1919 314 2116 341">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1198 341 1274 687" rowspan="2">第一非常配備態勢</td> <td data-bbox="1274 341 1702 687"> 1 台風の進路が関東地方に予想され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき。 2 多摩北部地方に大雨、洪水、暴風警報が発表され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき。 3 その他状況により、行政管理部防災危機管理課長が必要と認めるとき。 </td> <td data-bbox="1702 341 1919 687"> 被害の発生を防ぐための措置を強化し、必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢 </td> <td data-bbox="1919 341 2116 687"> 情報収集、伝達 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 687 1274 1310" rowspan="2">第二非常配備態勢</td> <td data-bbox="1274 687 1702 1310"> 1 台風が関東地方に接近又は上陸し、東京地方に大雨、洪水、暴風警報が発表されたとき。 2 府中市に大雨、洪水、その他の警報が発表されたとき。 3 水防警報が発表されたとき。 4 その他の状況により、行政管理部長が必要と認めるとき。 </td> <td data-bbox="1702 687 1919 1310"> 1 第一非常配備態勢を強化するとともに、災害の観測警戒を行える態勢 2 災害が起きたとき直ちに 対応できる態勢 </td> <td data-bbox="1919 687 2116 1310"> 1 水防応急対策室の設置（市長が必要と認めた場合） 2 情報収集、伝達 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	発令基準	態勢	業務内容	第一非常配備態勢	1 台風の進路が関東地方に予想され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき。 2 多摩北部地方に大雨、洪水、暴風警報が発表され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき。 3 その他状況により、行政管理部防災危機管理課長が必要と認めるとき。	被害の発生を防ぐための措置を強化し、必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢	情報収集、伝達	第二非常配備態勢	1 台風が関東地方に接近又は上陸し、東京地方に大雨、洪水、暴風警報が発表されたとき。 2 府中市に大雨、洪水、その他の警報が発表されたとき。 3 水防警報が発表されたとき。 4 その他の状況により、行政管理部長が必要と認めるとき。	1 第一非常配備態勢を強化するとともに、災害の観測警戒を行える態勢 2 災害が起きたとき直ちに 対応できる態勢	1 水防応急対策室の設置（市長が必要と認めた場合） 2 情報収集、伝達
	種別	発令基準	態勢																															
	情報連絡態勢	【台風】 ○ 台風の進路が関東地方に予想され、かつ、府中市に（大雨、洪水、強風）注意報が発表されたとき。 ○ その他、総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。	[平日（勤務時間内）] ○ 防災危機管理課職員 [休日夜間] ○ 防災危機管理課当番職員 ○ その他の職員は自宅待機（出動の準備）																															
【大雨・洪水】 ○ 多摩北部地域に（大雨、洪水、暴風）警報が発表され、かつ、府中市に（大雨、洪水、強風）注意報が発表されたとき。 ○ その他、総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。																																		
【土砂災害】 （台風、大雨・洪水の基準に準ずる）																																		
監視警戒態勢	【台風】 ○ 台風が関東地方に接近又は上陸し、かつ、東京地方に（大雨、洪水、暴風）警報が発表されたとき。 ○ その他、総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。	○ 防災危機管理課職員 ○ 水防応急対策室関係課 ○ 本部員・本部連絡員 ○ 本部応援員 ○ ユニット職員 ○ 初動班職員（浸水想定区域外） 市の地域の災害に直ちに 対応できる態勢																																
	【大雨・洪水】 ○ 府中市に（大雨、洪水、その他）警報が発表されたとき。 ○ 多摩川の水位が水防団待機水位（石原4.0m）を越え、更なる水位の上昇が見込まれるとき。 ○ その他、総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。																																	
	【土砂災害】 （台風・大雨・洪水の基準に準ずる）																																	
水防警戒 配備態勢	○ 災害対策本部事前会議により、自主避難所を開設することが決定され、その準備を開始するとき。 ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。																																	
種別	発令基準	態勢	業務内容																															
第一非常配備態勢	1 台風の進路が関東地方に予想され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき。 2 多摩北部地方に大雨、洪水、暴風警報が発表され、府中市に大雨、洪水、強風注意報が発表されたとき。 3 その他状況により、行政管理部防災危機管理課長が必要と認めるとき。	被害の発生を防ぐための措置を強化し、必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢	情報収集、伝達																															
	第二非常配備態勢	1 台風が関東地方に接近又は上陸し、東京地方に大雨、洪水、暴風警報が発表されたとき。 2 府中市に大雨、洪水、その他の警報が発表されたとき。 3 水防警報が発表されたとき。 4 その他の状況により、行政管理部長が必要と認めるとき。	1 第一非常配備態勢を強化するとともに、災害の観測警戒を行える態勢 2 災害が起きたとき直ちに 対応できる態勢	1 水防応急対策室の設置（市長が必要と認めた場合） 2 情報収集、伝達																														

ページ	新 (修正後)		旧 (修正前)				
	水防非常配備態勢	<p>【台風】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難を発令したとき。(避難所の開設) ○ 台風に係る大規模な事故又は災害が発生したとき。 ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。 	<p>(上記に加え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の設置・招集 	第三非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 関東地方に台風が上陸し、府中市に暴風警報が発表されたとき。 2 市内の複数個所において(※)小規模な災害が発生されると予想される場合若しくは発生した場合。 3 多摩川の氾濫危険水位(石原4.90m)を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 4 北多摩1号水再生センターの排水樋門閉鎖に係る連絡があったとき。 5 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。 	市の地域の災害に直ちに対処できる態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置(市長が必要と認めた場合) 2 災害情報収集、伝達 3 第三非常配備態勢要員配置 4 応急対策の実施
<p>【大雨・洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難を発令したとき。(避難所の開設) ○ 多摩川の水位が氾濫注意水位・避難判断水位(石原4.30m)を越え、更なる水位の上昇が見込まれるとき。 ○ 市内の複数箇所において、小規模な災害の発生が予想されるとき又は発生したとき。 ○ 市内に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ○ 府中市に特別警報が発令された場合 ○ 北多摩1号水再生センターの水門閉鎖の連絡があった場合 ○ 多摩川の堤防に異常な漏水や亀裂等が発見された場合 ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。 		第四非常配備態勢			<ol style="list-style-type: none"> 1 これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波など、重大な災害の危険性が著しく高まり、特別警報が発表されたとき。 2 災害が拡大し、第三非常配備態勢では対処できない場合。 3 洪水被害の発生危険。 4 人命危険の切迫。 5 多摩川が計画高水位(石原5.94m)を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 6 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。 	災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置(市長が必要と認めた場合) 2 災害情報収集、伝達 3 全職員配置 4 応急対策の実施
<p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難を発令したとき。(避難所の開設) ○ 市域内で土砂災害が発生したことが確認されたとき。 ○ 土砂災害(警戒・特別警戒)区域及び急傾斜地の斜面から水の噴き出しや小石の落下、土の腐った臭気が確認された場合 ○ 土砂災害(警戒・特別警戒)区域及び急傾斜地の上端や斜面上に亀裂が確認された場合 ○ 土砂災害(警戒・特別警戒)区域及び急傾斜地の一部が崩れている、又は斜面上の樹木に倒木が確認された場合 ○ その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めるとき。 				応急復旧態勢	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害に関する調査及び応急復旧の必要があるとき。 	○ 全ての職員	

ページ	新（修正後）	旧（修正前）
(風-25) 第3部 第1章	3 水防応急対策室の設置 ○ <u>総務管理部危機管理監</u> は、気象庁又は関東地方整備局が風水害に関する警報、注意報を発令発表し、又はこれに類する状況にいたった場合 <u>において必要と認めるときは</u> 、発災初期の風水害応急対策を円滑に行うために（ <u>削除</u> ）水防応急対策室を設置する。対策室長は <u>総務管理部危機管理監</u> とする。	3 水防応急対策室の設置 ○ <u>行政管理部長</u> は、気象庁又は関東地方整備局が風水害に関する警報、注意報を発令発表し、又はこれに類する状況にいたった場合 <u>には</u> 、発災初期の風水害応急対策を円滑に行うために <u>災害対策本部の設置を待たずに</u> 水防応急対策室を設置する。対策室長は <u>行政管理部長</u> とする。
(風-26) 第3部 第1章	4-1 府中市災害対策本部の設置 ○ 以下の手順で、府中市災害対策本部を設置する。 ① 市長は、府中市の地域について風水害が発生し、又は風水害が発生するおそれがある場合において、 <u>非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは</u> 、府中市災害対策本部を設置する。	4-1 府中市災害対策本部の設置 ○ 以下の手順で、府中市災害対策本部を設置する。 ① 市長は、府中市の地域について風水害が発生し、又は風水害が発生するおそれがある場合において、府中市災害対策本部を設置する。
(風-26) 第3部 第1章	③ <u>総務管理部危機管理監</u> は、上記②の要請があった場合又はその他の状況により、府中市災害対策本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して、 <u>副本部長と協議の上、本部の設置を市長に要請</u> しなければならない。	③ <u>行政管理部長</u> は、上記②の要請があった場合又はその他の状況により、府中市災害対策本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して、協議の上本部の設置を市長に <u>申請</u> しなければならない。
(風-26) 第3部 第1章	④ 本部長室の設置場所は中央防災センターとする。 <u>損壊等により、中央防災センターに本部を設置することが困難な場合は、市役所本庁舎又は市役所第二庁舎を一時的な本部設置場所とする。</u>	④ 本部長室の設置場所は中央防災センターとする。
(風-26) 第3部 第1章	4-2 活動体制 ○ 府中市災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、応急活動態勢のほかは、 <u>台風等の気象現象が市内に大きな影響を及ぼすことが予測される、又はこれに類する状況に至った場合に、市長が本部員の職に充てられている者を招集して開催する災害対策本部事前会議において検討する。事前会議で決定した内容については、災害対策本部で決定した事項に準ずるものとする。なお、水防応急対策室の設置前に災害対策本部事前会議が開催された場合には、水防応急対策室は設置しない。</u>	4-2 活動体制 ○ 府中市災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、応急活動態勢のほかは、 <u>本部が設置された場合に準じて処理する。この場合、本編において本部長とあるのは市長と読み替えるものとする。</u>
(風-29) 第3部 第2章	1-3 収集と伝達情報の種類 ⑦ <u>避難指示</u> 又は警戒区域の設定の伝達（ <u>総務管理部</u> 等）	1-3 収集と伝達情報の種類 ⑦ <u>避難の勧告、指示</u> 又は警戒区域の設定の伝達（ <u>行政管理部</u> 等）
(風-32) 第3部 第3章	1-1 防災情報提供システム ○ 各種防災気象情報の <u>ほか</u> 、土砂災害警戒判定メッシュ情報や規格化版流域雨量指数等、土砂災害や水害の危険度を表すきめ細かい情報、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。市が行う <u>避難指示</u> 等の判断の参考に利用する。	1-1 防災情報提供システム ○ 各種防災気象情報の <u>他</u> 、土砂災害警戒判定メッシュ情報や規格化版流域雨量指数等、土砂災害や水害の危険度を表すきめ細かい情報、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。市が行う <u>避難勧告</u> 等の判断の参考に利用する。

ページ	新 (修正後)	旧 (修正前)												
(風-32) 第3部 第3章	1-2 洪水予報河川(国管理河川) (4) 洪水予報伝達 ○ 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と 避難指示 等発令部署のそれぞれに伝達する。	1-2 洪水予報河川(国管理河川) (4) 洪水予報伝達 ○ 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と 避難勧告 等発令部署のそれぞれに伝達する。												
(風-35) 第3部 第3章	【国管理河川 洪水予報伝達系統図(詳細は水防計画による)】 ※ 水…水防担当部署/避… 避難指示 等発令担当部署	【国管理河川 洪水予報伝達系統図(詳細は水防計画による)】 ※ 水…水防担当部署/避… 避難勧告 等発令担当部署												
(風-37) 第3部 第3章	1-3 洪水予報河川(都管理河川) (4) 洪水予報伝達 ○ 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と 避難指示 等発令部署のそれぞれに伝達する。	1-3 洪水予報河川(都管理河川) (4) 洪水予報伝達 ○ 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と 避難勧告 等発令部署のそれぞれに伝達する。												
(風-37) 第3部 第3章	【都管理河川 洪水予報伝達系統図(詳細は最新の水防計画による)】 ※ 水…水防担当部署/避… 避難指示 等発令担当部署	【都管理河川 洪水予報伝達系統図(詳細は最新の水防計画による)】 ※ 水…水防担当部署/避… 避難勧告 等発令担当部署												
(風-40) 第3部 第3章	1-4 水防警報河川 (2) 水防警報河川(国管理) ○ 水防警報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と 避難指示 等発令部署のそれぞれに伝達する。	1-4 水防警報河川 (2) 水防警報河川(国管理) ○ 水防警報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と 避難勧告 等発令部署のそれぞれに伝達する。												
(風-40) 第3部 第3章	【水防警報伝達系統図(詳細は水防計画による)】 ※ 水…水防担当部署/避… 避難指示 等発令担当部署	【水防警報伝達系統図(詳細は水防計画による)】 ※ 水…水防担当部署/避… 避難勧告 等発令担当部署												
(風-41) 第3部 第3章	1-5 土砂災害警戒情報 ○ 土砂災害警戒情報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と 避難指示 等発令部署のそれぞれに伝達する。	1-5 土砂災害警戒情報 ○ 土砂災害警戒情報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と 避難勧告 等発令部署のそれぞれに伝達する。												
(風-47) 第3部 第5章	第5章 避難者対策 【対策の体系・担当】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 避難態勢</td> <td>市、府中消防署</td> </tr> <tr> <td>2 避難指示等の判断・伝達</td> <td>市、府中消防署</td> </tr> <tr> <td>3 避難所の開設・運営</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>○ 風水害発生時において人的被害を少なくするために、市及び各機関が一体となって市民を避難収容できる態勢を確立するとともに、平素から連絡協調を緊密にして、各機関の任務を明確にする。</p> <p>○ 高齢者等避難、避難指示の発令時に市は、速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。</p>	1 避難態勢	市、府中消防署	2 避難指示 等の判断・伝達	市、府中消防署	3 避難所の開設・運営	市	第5章 避難者対策 【対策の体系・担当】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 避難態勢</td> <td>市、府中消防署</td> </tr> <tr> <td>2 避難勧告等の判断・伝達</td> <td>市、府中消防署</td> </tr> <tr> <td>3 避難所の開設・運営</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>○ 風水害発生時において人的被害を少なくするために、市及び各機関が一体となって市民を避難収容できる態勢を確立するとともに、平素から連絡協調を緊密にして、各機関の任務を明確にする。</p> <p>○ 避難準備情報、勧告・指示の発令時に市は、速やかに避難所を設置し、避難者を受入れる。</p>	1 避難態勢	市、府中消防署	2 避難勧告 等の判断・伝達	市、府中消防署	3 避難所の開設・運営	市
1 避難態勢	市、府中消防署													
2 避難指示 等の判断・伝達	市、府中消防署													
3 避難所の開設・運営	市													
1 避難態勢	市、府中消防署													
2 避難勧告 等の判断・伝達	市、府中消防署													
3 避難所の開設・運営	市													

ページ	新 (修正後)	旧 (修正前)												
(風-47) 第3部 第5章	1-1 事前避難 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。 ○ 必要に応じて、<u>高齢者等避難</u>情報を発令する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。 ○ 必要に応じて、<u>高齢者等避難</u>情報を発令する。 	1-1 事前避難 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。 ○ 必要に応じて、<u>避難準備</u>情報を発令する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。 ○ 必要に応じて、<u>避難準備</u>情報を発令する。 				
機関名	内 容													
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。 ○ 必要に応じて、<u>高齢者等避難</u>情報を発令する。 													
機関名	内 容													
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。 ○ 必要に応じて、<u>避難準備</u>情報を発令する。 													
(風-48) 第3部 第5章	1-2 <u>高齢者等避難又は避難指示等</u> (1) 一般基準 <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難、立ち退きの<u>指示</u>等の基準は、原則として次のような事態に至ったときに発する。 	1-2 <u>避難準備、勧告又は指示等</u> (1) 一般基準 <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難、立ち退きの<u>勧告及び指示</u>等の基準は、原則として次のような事態に至ったときに発する。 												
(風-48) 第3部 第5章	(2) <u>高齢者等避難又は避難指示</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて<u>高齢者等避難又は避難指示を発令</u>するとともに、速やかに都本部に報告する。 </td> </tr> <tr> <td>都</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する<u>高齢者等避難</u>、避難のための立ち退きの<u>指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて<u>高齢者等避難又は避難指示を発令</u>するとともに、速やかに都本部に報告する。 	都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する<u>高齢者等避難</u>、避難のための立ち退きの<u>指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。 	(2) <u>避難準備、勧告又は指示</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて<u>避難準備、勧告又は指示</u>するとともに、速やかに都本部に報告する。 </td> </tr> <tr> <td>都</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する<u>避難準備</u>、避難のための立ち退きの<u>勧告及び指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて<u>避難準備、勧告又は指示</u>するとともに、速やかに都本部に報告する。 	都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する<u>避難準備</u>、避難のための立ち退きの<u>勧告及び指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。
機関名	内 容													
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて<u>高齢者等避難又は避難指示を発令</u>するとともに、速やかに都本部に報告する。 													
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する<u>高齢者等避難</u>、避難のための立ち退きの<u>指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。 													
機関名	内 容													
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて<u>避難準備、勧告又は指示</u>するとともに、速やかに都本部に報告する。 													
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する<u>避難準備</u>、避難のための立ち退きの<u>勧告及び指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。 													

ページ	新（修正後）	旧（修正前）																
(風-49) 第3部 第5章	<p>1-3 避難誘導</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="297 201 465 240">機関名</th> <th data-bbox="465 201 1106 240">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="297 240 465 421">市</td> <td data-bbox="465 240 1106 421">○ 高齢者等避難又は避難指示が出された場合、府中警察署及び府中消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 421 465 533">府中警察署</td> <td data-bbox="465 421 1106 533">○ 高齢者等避難又は避難指示がなされた場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、住民を誘導し収容する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 533 465 679">府中消防署</td> <td data-bbox="465 533 1106 679">○ 高齢者等避難又は避難指示がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を、関係機関に通報する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	○ 高齢者等避難又は避難指示 が出された場合、府中警察署及び府中消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。	府中警察署	○ 高齢者等避難又は避難指示 がなされた場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、住民を誘導し収容する。	府中消防署	○ 高齢者等避難又は避難指示 がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を、関係機関に通報する。	<p>1-3 避難誘導</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1240 201 1408 240">機関名</th> <th data-bbox="1408 201 2049 240">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1240 240 1408 421">市</td> <td data-bbox="1408 240 2049 421">○ 避難の準備、勧告又は指示が出された場合、府中警察署及び府中消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 421 1408 533">府中警察署</td> <td data-bbox="1408 421 2049 533">○ 避難の準備、勧告又は指示がなされた場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、住民を誘導し収容する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 533 1408 679">府中消防署</td> <td data-bbox="1408 533 2049 679">○ 避難の準備、勧告又は指示がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を、関係機関に通報する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	○ 避難の準備、勧告又は指示 が出された場合、府中警察署及び府中消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。	府中警察署	○ 避難の準備、勧告又は指示 がなされた場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、住民を誘導し収容する。	府中消防署	○ 避難の準備、勧告又は指示 がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を、関係機関に通報する。
機関名	内 容																	
市	○ 高齢者等避難又は避難指示 が出された場合、府中警察署及び府中消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。																	
府中警察署	○ 高齢者等避難又は避難指示 がなされた場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、住民を誘導し収容する。																	
府中消防署	○ 高齢者等避難又は避難指示 がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を、関係機関に通報する。																	
機関名	内 容																	
市	○ 避難の準備、勧告又は指示 が出された場合、府中警察署及び府中消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。																	
府中警察署	○ 避難の準備、勧告又は指示 がなされた場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、住民を誘導し収容する。																	
府中消防署	○ 避難の準備、勧告又は指示 がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を、関係機関に通報する。																	
(風-50) 第3部 第5章	<p>2 避難指示等の判断・伝達</p> <p>2-1 避難指示の判断基準等</p> <p>(1) 風水害時の避難情報の発令等に関するマニュアルの作成</p> <p>○ 市は、令和3年5月に内閣府が改定した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、風水害時の避難情報の発令等に関するマニュアルを作成した。</p> <p>(2) 避難に要する時間を見込んだ避難指示の発令</p> <p>○ 市は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、避難指示等を発令する。</p> <p>【避難指示等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="277 1086 524 1126">区 分</th> <th data-bbox="524 1086 1155 1126">立退き避難が必要な居住者等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="277 1126 524 1453">高齢者等避難</td> <td data-bbox="524 1126 1155 1453"> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	立退き避難が必要な居住者等に求める行動	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 	<p>2 避難勧告等の判断・伝達</p> <p>2-1 避難勧告の判断基準等</p> <p>(1) 避難勧告等に関するマニュアルの作成</p> <p>○ 市は、平成31年3月に内閣府が改定した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、避難勧告等に関するマニュアルを作成した。</p> <p>(2) 避難に要する時間を見込んだ避難勧告の発令</p> <p>○ 市は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、避難勧告等を発令する。</p> <p>【避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1220 1086 1467 1126"></th> <th data-bbox="1467 1086 2098 1126">立退き避難が必要な居住者等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1220 1126 1467 1453">避難準備・高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="1467 1126 2098 1453"> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 </td> </tr> </tbody> </table>		立退き避難が必要な居住者等に求める行動	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 								
区 分	立退き避難が必要な居住者等に求める行動																	
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 																	
	立退き避難が必要な居住者等に求める行動																	
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 																	

ページ	新（修正後）	旧（修正前）								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="277 193 524 448"><u>避難指示</u></td> <td data-bbox="524 193 1158 448"> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 448 524 778"><u>(削除)</u></td> <td data-bbox="524 448 1158 778"><u>(削除)</u></td> </tr> </table> <p>※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等</p> <p>※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動</p> <p>注 突発的な災害の場合、市町村長からの<u>避難指示</u>等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。<u>(削除)</u></p>	<u>避難指示</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1225 193 1471 448"><u>避難勧告</u></td> <td data-bbox="1471 193 2107 448"> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 448 1471 778"><u>避難指示(緊急)</u></td> <td data-bbox="1471 448 2107 778"> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、<u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</u> ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 </td> </tr> </table> <p>※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等</p> <p>※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動</p> <p>注 突発的な災害の場合、市町村長からの<u>避難勧告</u>等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。<u>特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。</u></p>	<u>避難勧告</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 	<u>避難指示(緊急)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、<u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</u> ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
<u>避難指示</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 									
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>									
<u>避難勧告</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 									
<u>避難指示(緊急)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、<u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</u> ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 									
(風-51) 第3部 第5章	<p>(3) 市の<u>避難指示</u>等の判断・伝達に対する都の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、<u>避難指示</u>等の発令基準に関する市からの問合せに対応し、実災害の事例に関する情報提供等技術的な支援を行う。 ○ 都は、<u>避難指示</u>等の判断・伝達のための検証・分析を行う。 	<p>(3) 市の<u>避難勧告</u>等の判断・伝達に対する都の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、<u>避難勧告</u>等の発令基準に関する市からの問合せに対応し、実災害の事例に関する情報提供等技術的な支援を行う。 ○ 都は、<u>避難勧告</u>等の判断・伝達のための検証・分析を行う。 								
(東-目次)	<p>7-2 警戒宣言時における対応</p> <p>(1) <u>避難指示</u></p>	<p>7-2 警戒宣言時における対応</p> <p>(1) <u>避難勧告</u></p>								
(東-33)	<p>7 避難対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される急傾斜地等の危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、<u>避難指示</u>を行い、安全な場所へ避難させる。 	<p>7 避難対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される急傾斜地等の危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、<u>避難勧告</u>を行い、安全な場所へ避難させる。 								

ページ	新（修正後）	旧（修正前）
(東-33)	<p>(3) 周知、伝達方法</p> <p>○ 避難を必要とする市民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、<u>避難指示</u>の際の伝達方法（有線放送、広報車、防災無線等）及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。</p> <p>7－2 警戒宣言時における対応</p> <p>(1) <u>避難指示</u></p> <p>○ 市長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の市民に対し、上記(3)に記した周知伝達方法により、関係機関と協力して迅速に<u>避難指示</u>を実施する。</p>	<p>(3) 周知、伝達方法</p> <p>○ 避難を必要とする市民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、<u>避難勧告</u>の際の伝達方法（有線放送、広報車、防災無線等）及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。</p> <p>7－2 警戒宣言時における対応</p> <p>(1) <u>避難勧告</u></p> <p>○ 市長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の市民に対し、上記(3)に記した周知伝達方法により、関係機関と協力して迅速に<u>避難勧告</u>を実施する。</p>
(東-36)	<p>1－3 警戒宣言が発せられたときから発災まで</p> <p>○ 火気の使用に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>メーターガス栓</u>の位置を確認する。（避難するときは、<u>メーターガス栓</u>及び元栓を<u>閉める</u>。） 	<p>1－3 警戒宣言が発せられたときから発災まで</p> <p>○ 火気の使用に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ガスメーターコック</u>の位置を確認する。（避難するときは、<u>ガスメーターコック</u>及び元栓を<u>閉る</u>。）